

中小企業融資制度利子補給要綱

制定 昭和56年 4月 1日

改正 令和 8年 4月 1日

(趣旨)

第1条 市長は、市内中小企業の振興と経営の安定を図るため、資金を借り入れる際に支払った利子に対し、藤沢市補助金交付規則(昭和35年藤沢市規則第11号)及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補給金を交付する。

(利子補給の対象者)

第2条 利子補給を受けられる者(以下「対象者」という。)は、次の各号に掲げる資金(以下「対象資金」という。)を借り入れた者で、本市に主たる事業所を有し、かつ、市税の滞納がなく必要な申告義務を怠っていない者とする。

- (1) 藤沢市中小企業融資要綱(以下「融資要綱」という。)第11条第2号イに規定する設備導入特別資金
- (2) 融資要綱第12条に規定する災害復旧資金
- (3) 融資要綱第13条に規定する景気対策特別資金。ただし、最近3ヵ月又は6ヵ月の売上額が直近3年のいずれかの年の同期に比して20パーセント以上減少している事業を営む者に限る。
- (4) 融資要綱第14条に規定する小規模企業緊急資金
- (5) 融資要綱第15条に規定する創業支援資金
- (6) 株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)が実施する「小規模事業者経営改善資金(以下「マル経融資」という。)」

(利子補給の内容)

第3条 利子補給の対象となる額(以下「対象利子額」という)は、対象資金の借入に伴い、対象者が金融機関に支払った約定利子とし、補給額は、対象資金に応じて、次の基準により算出した額とする。

対象資金	補給期間	補給率
(1)設備導入特別資金(一般)	24月	0.5% (上限20万円)
設備導入特別資金(SDGs)	36月	0.5% (上限30万円)
(2)災害復旧資金	36月	対象利子額の100%
(3)景気対策特別資金	12月	1.3%

(4)小規模企業緊急資金	36月	0.9%
(5)創業支援資金(女性、若者/シニア起業家以外)	24月	2.2%
創業支援資金(女性、若者/シニア起業家)	36月	
(6)マル経融資	36月	対象利子額の50%

2 前項に定める補給期間にかかわらず、借入期間が資金ごとに定める補給期間に満たない場合は、その期間を補給期間とする。

3 第1項に定める補給率にかかわらず、借入利率が資金ごとに定める補給率に満たない場合は、その率を補給率とする。

(補給金の交付申請)

第4条 補給金の交付を受けようとするものは、申請日の属する年の前年の1月1日から12月31日まで(以下「対象期間」という。)に支払った約定利子について、市長が定める期日までに、中小企業融資制度利子補給申請書兼同意書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 補給額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 対象利子額は、金融機関が発行する利子払込みに係る証明書によるものとし、延滞利子は補給の対象としない。

4 対象者が、対象期間終了後最初に到来する2月末日までに交付申請をしない場合は、利子補給を受ける資格は消滅するものとする。

(補給金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定により、補給金交付の申請があったときは、審査のうえ、交付の可否を決定し、中小企業融資制度利子補給金交付決定通知書(第2号様式)又は中小企業融資制度利子補給金不交付決定通知書(第3号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(補給金の交付)

第6条 補給金は、年に1度とりまとめて交付する。ただし、市長が必要と認める場合は年度途中で交付することができる。

(補給対象施設、設備の変更等)

第7条 利子補給対象施設・設備について、形を変更しようとするとき、又は対象施設・設備を譲渡若しくは貸与しようとするときは、あらかじめ市長に承認を得なければならない。

(補給金の返還)

第8条 補給金の交付を受けた者が、次の各号の一つに抵触するときは、補給金交付の決定を取り消し、すでに交付した補給金の全額又は一部を返還させることがある。

(1) 融資要綱又は本要綱に違反したとき。

- (2) 補給対象施設が不適當であるとき。
- (3) 利子補給の申請に誤りがあるとき。
- (4) その他市長が不適當と認めたとき。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、利子補給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 平成20年12月1日から平成21年3月31日までの間に平成21年3月31日付改正前の第2条第3号に規定する経済変動対策特別資金の融資の申込みを行った者に係る利子補給については、第3条第2号中「12ヵ月」とあるのは「36ヵ月」と、第4条第2号中「当該年度利子支払総額×1.3パーセント／貸出利率」とあるのは「当該年度利子支払総額」とする。
(平成20年11月17日追加)
- 3 平成20年12月1日から平成21年3月31日までの間に第2条第3号に規定する小規模企業緊急資金の融資の申込みを行った者に係る利子補給については、第4条第2号中「当該年度利子支払総額×0.8パーセント／貸出利率」とあるのは「当該年度利子支払総額」とする。
(平成20年11月17日追加)
- 4 平成20年12月1日から平成21年3月31日までの間に平成21年3月31日の改正前の藤沢市中小企業融資要綱第2章第1節中小企業振興資金の融資の申込を行った者については、当該資金を第2条第3号に規定する資金とみなして、この要綱の規定を適用する。(平成20年11月17日追加) (平成21年3月31日一部改正)

附 則 (昭和61年3月31日)

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年3月31日)

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月31日)

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年10月31日)

この要綱は、平成7年11月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月31日)

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月31日)

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月31日）

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月31日）

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月31日）

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日）

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日）

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日）

（施行期日）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

改正後の第4条の規定は、平成18年4月1日以後に行われた融資の申込み（県スタートアップ融資については、保証協会における保証の承諾とする。以下この項について同じ。）に係る利子補給について適用し、同日前に行われた融資の申込みについては、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月31日）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年11月17日）

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年11月10日）

この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日）

1 この要綱は平成23年4月1日から施行する。

2 市長は、平成27年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討

を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成23年5月13日）

この要綱は、平成23年5月23日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年10月1日から施行する。
- 2 第2条第3号に規定する景気対策特別資金について、平成23年9月22日付改正の融資要綱附則第2項の規定に該当する融資に係る利子補給については、30万円を上限額とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条第4号及び第7号の規定は、平成24年4月1日以後に行われた融資の申込みに係る利子補給について適用し、同日前に行われた融資の申込みについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第1号、第7号及び第9号の規定は、平成26年4月1日以後に行われた融資の申込みに係る利子補給について適用する。
- 3 改正後の第4条第1項の規定にかかわらず、平成26年1月1日から3月31日までの約定利子に係る利子補給については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第4号の規定は、平成27年4月1日以後に行われた融資の申込みに係る利子補給について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、平成33年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第1号及び第3号並びに第3条第1号の規定は、平成29年4月1日以後に行われた融資の申込みに係る利子補給について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

- 2 改正後の第2条第7号の規定は、平成31年4月1日以後に行われた融資の申込みに係る利子補給について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正前の第2条第5号及び第6号に規定する資金で、令和2年3月31日までに融資申込みが行われたものについては、なお従前の例による。

(検討)

- 3 市長は、令和5年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年9月4日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、令和5年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正前の第2条第8号に規定する資金で、令和3年3月31日までに融資実行されたものについては、なお従前の例による。

(検討)

- 3 市長は、令和6年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、令和7年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、令和8年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、令和8年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

- 2 改正前の第2条第5号に規定する資金で、令和8年3月31日までに融資申込みが行われたものについては、なお従前の例による。

(検討)

- 3 市長は、令和11年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。